

農業用施設に供する農地の届出書

下記のとおり農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条第1号の規定（農地転用の制限の例外）による農地の転用をしたいので届け出ます。

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

小布施町農業委員長 様

住所 上高井郡小布施町大字小布施○○

届出人

氏名 小布施 太郎 印

(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)

(表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。)

200㎡以上の場合はこの届ではなく転用の許可申請を行ってください。

土地の所在		地目		面積 (㎡)	転用面積 (㎡)	土地所有者氏名	耕作者氏名
大字	地番	台帳	現況				
小布施	○○	畑	畑	□□□	□□□の内△△	小布施 太郎	小布施 太郎
転用の目的		農業用倉庫の建設					
転用の理由		既存施設老朽化のため、新たに農業用倉庫を建設する					
工事着工予定月日		令和 ○○年 ○月 ○日					
工事完了予定月日		令和 ○○年 ○月 ○日					

※ 添付書類

- 届出書 1部
- 土地登記簿謄本(全部事項証明) 1部
- 公図 1部
- 位置図(10000 から 50000 分の 1 程度の地図) 1部
- 建設予定建物・施設の配置図、計画平面図 1部
- 委任状 ※代理の方が届け出る場合 1部
- 土地所有者と耕作者が異なる場合は、土地所有者の同意書 1部

※転用許可が不要となる場合は次の要件を満たすものです。なお、これに該当しない場合は、転用許可（4条又は5条）を受ける必要があります。

- ① 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため（農道、農業用用水路など）
- ② 耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供するその農地（2a未滿のものに限る）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合（農業用倉庫、畜舎など※2a以上のものは転用許可が必要となります）

※ 農用地区域内については、別途、農用地利用計画（用途区分）変更が必要となります。

※ 農業用倉庫などの建設には、都市計画法の手続きが必要になりますので、小布施町役場建設水道課都市建設係にご相談ください。

※ 土地改良区域内農地の場合は、土地改良区等の手続きが必要な場合がありますので、小布施土地改良区（026-247-3278）にご相談ください。